



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネス ホッと通信

愛称…アイネス(i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を自らが考える場を意味しています。

[i] ……愛情・情報・私
[ne] ……新しさ(=new) 次の時代(=next)
[s] ……消費
[s] ……参画



▲県政ふれあいトーク(再就職・起業準備講座修了生&「あいねす・きらり・ねっと」会員)



No.21
2006.11

▲アイネス合同会社説明会

INDEX

- アイネスフェスタ……………2~3
- 消費生活のひろば……………4~5
- 男女共同参画のひろば……………6~7
- アイネスの講座・イベントのお知らせ…8



アイネス
相談ダイヤル

- 消費生活等相談 097-534-0999
- 消費生活特別相談 097-534-4034
第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00~16:00)
- 食品表示110番 097-536-5000
- 男女共同参画についての申出 097-534-8477
- 女性総合相談 097-534-8874
- 県民相談 097-534-9291

大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉では、消費生活や男女共同参画社会づくりに関する各種イベントや県民の自主的な活動の場を提供する“アイネスフェスタ”を毎年開催。今年は開催期間を1カ月に拡大し、盛りだくさんの内容をお届けする予定です。皆様のご来場をお待ちしています。

講座・イベント

11月2日 木

オープニングセレモニー

時間 12:30～13:15 場所 2階 大会議室

◆MINIコンサート(「エストレーラ」によるボサノバの演奏)
開会あいさつ

男女共同参画シンポジウム

時間 13:20～15:20 場所 2階 大会議室

講演:「私と仕事 ～自分へのチャレンジ～」

講師:(株)シイ・エイ・ティ 代表取締役 大西 由紀さん

トーク:チャレンジトーク～私のチャレンジ体験

コーディネーター: インキュベーション・マネージャー 安部 博文さん

「再就職」・「起業」・「在宅就業」それぞれを実践し活躍している女性の方々にゲストに招きトークを行います。

ミニ講座

時間 15:30～17:00 場所 2階 大会議室他

I「再就職」～自分の能力を生かして次のステップへ～

II「起業」～入門!ネットショップ裏のウラ～

III「在宅就業」～日出発・子育てママの在宅就業～

チャレンジ相談コーナー

時間 10:00～13:00 場所 2階 小会議室他

●キャリアカウンセリング(定員6名・先着順)

●フリーフリー出前相談/(財)21世紀職業財団
地域における育児や介護、家事代行情報を提供します。

11月12日 日

アイネス的映画講座

主催 NPO法人 えばの会 場所 2階 大会議室

映画:「スタンドアップ」

時間 13:30～15:35 ※R15指定



【あらすじ】
女性鉱山労働者になったシングルマザー(主演:シャーリーズ・セロン)が、男性社会で耐え難いセクシャル・ハラスメントを受け、立ち上がるまでの実話に基づいて描いた感動作品。2005年アメリカ/DVD上映(124分)

講演:「女と男、対等な
パートナーシップを求めて」

講師: 女性政策研究家 三井 マリ子さん 時間 15:40～



ノルウェーなど世界の男女平等推進策の紹介、評論を各紙・誌に発表し続ける。大阪府豊中市「とよなか男女共同参画推進センター」すてっぷ」初代館長。「ママは大臣ババ育児」(明石書店)など著書も多数執筆。

11月16日 木

公開Re・Beワークセミナー

〈再就職準備セミナー〉 主催 (財)21世紀職業財団 大分事務所

講演:「目指せ!プラス志向 再就職」

講師: ジャーナリスト 福沢 恵子さん

時間 13:30～15:30 場所 2階 大会議室

講座: 講座実験室 デモンストレーション

～ペットボトルのお茶を考えよう～

時間 13:00～15:00 場所 1階 講座実験室

ペットボトルのお茶利用の実態とお茶の科学について学習する。

ワークショップ WORK SHOP

「DNAの講義と実験・DNAを調べてみよう」

時間 10:00～12:00 場所 大会議室(後面)

健康を考える会

DNAって何?遺伝子組み換え商品が近頃、話題になっています。野菜から、DNAを取り出してみよう。

劇「DV・それは家庭内暴力」

時間 10:00～12:00 場所 大会議室(前面)

男女共生グループ 劇団玉手箱

家庭内暴力にどう対処するか?自分の身近でDVがあればどう対処すればよいか考えましょう。

「マイバッグを作ってみませんか」

時間 13:00～15:00 場所 小会議室2

大分県生活学校運動推進協議会

レジ袋の有料化が問われています。家庭で眠っている布を使いアイデアを出し合ってマイバッグでレジ袋削減を。

フェスタ2006

と自立する消費者～

平成18年
とき 11月1日(水)～30日(木)

とろろ 大分県消費生活・
男女共同参画プラザ《アイネス》

後援/NHK大分放送局・OAB大分朝日放送・大分合同新聞社・
OBS大分放送・TOSテレビ大分・エフエム大分

11
18
土

アイネス的映画講座

主催「風」-おおいた- 場所 2階 大会議室

映画:「ダブルシフト
～パパの子育て奮闘記～」

講演:「みんなで一緒に子育て・仕事」

時間 1回目 13:00～14:30
2回目 16:30～18:00

講師: 教育雑誌編集人 岡崎 勝さん 時間 14:45～16:15

【あらすじ】

ママは子育てで8ヶ月で疲労困憊し、ノイローゼに。「今度はパパの番よ」と仕事に復帰しました。ところが、職場の事情で育児休業がとれない新米パパは大ピンチ。ダブルシフトな毎日がパパを追い詰めていくのだが。2004年スウェーデン/DVD上映87分

名古屋市立小学校教員。「おそい・はやい・ひくい・たかい」、「ちいさい・おおきい・よわい・つよい」の編集も務める。



教室: パソコン教室 年賀状作成講座 当日先着順

時間 1回目 10:00～12:00 2回目 13:00～15:00 場所 2階 OA研修室

教室: 親子一日実験教室 ～親子で自分だけの乾電池を作る～

時間 1回目 10:00～12:00 2回目 13:00～15:00 場所 1階 講座実験室

親子で自分だけの手作り乾電池を作り、乾電池のしくみや電気のしくみについて楽しく学ぶ。材料費が500円かかります。

11
25
土

くらしの公開講座 ～多重債務を考える～ 時間 13:30～16:30 場所 2階 大会議室

講演I: 「貸金業制度等の改革と
多重債務問題」

講演II: 「官民連携で
多重債務整理の成果あり!!」

講師: 弁護士 宇都宮 健児さん

講師: 奄美市役所市民課主幹 禧久 孝一さん

教室: パソコン教室 時間 1回目 10:00～12:00 2回目 13:00～15:00 場所 2階 OA研修室

インターネットを楽しむ 当日先着順

ワークショップ WORK SHOP

『正確に知りたい離婚年金分割制度』

時間 10:00～12:00 場所 小会議室1

おとこの生活塾おおいた・ヴィー
(男女共生を考える会)
寸劇を通して気づこうー離婚年金分割制度ー。
話そうー年金と男女の自立についてー

『ちょっとあなた!騙されちゃせんかい!!』

時間 10:00～12:00 場所 大会議室

NPO法人 消費者センター大分
OBSラジオ『夕方なしか』の吉田寛ちゃんと気軽に
方言まるだしでトークショーを行い、消費者問題
について笑いこぼしながら考えてみます。

『男女共同参画社会のあり方・
人の心のあり方』

時間 10:00～12:00 場所 小会議室2

NPO法人 心の支援センター
家庭や社会での男女共同参画社会に向け
て人の心に寄り添い、支え合う事の大切さを
話しあう。

企画資料展

時間 11月1日(水)～11月30日(木) 場所 2階 ホワイエ

- ①女性のチャレンジ
～女子高校生等の理工系分野の選択
- ②消費に関するパネル

団体・グループの活動パネル展

時間 11月1日(水)～11月30日(木) 場所 2階 アイネスルーム

- ①(社)大分県地域婦人団体連合会
- ②ひびき会
- ③大分県生活学校運動推進協議会
- ④豊の船・別府の会
- ⑤グループウィオ

- ◆各講座・イベントは参加無料です。
- ◆フェスタ期間中(11/2・11/12・11/16・11/18・11/25)は、託児サービス(1才～未就学児・無料)を行います。希望される方は、参加の一週間前までに下記宛に電話でお申し込みください。
- ◆フェスタ期間中(11/2・11/12・11/16・11/18・11/25)は、一般来場者用として無料の臨時駐車場(約50台収容)を用意しています。(満車で利用できない場合はあらかじめご了承ください。)



お問合せ先・申込先

アイネス(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)
TEL:097-534-4034 FAX:097-534-0648

「消費者トラブル と法律知識」下



弁護士 亀井 正照 氏

説例を見てもらえますか。

ユニットバスの取り付けを勧誘する電話が自宅にありました。何度も電話があるので、一度話を聞くことにし、「では家にきてくれ」と言いました。家に来て熱心に勧誘するので、断りきれずに130万円のユニットバスの購入及び取り付け工事の契約書に署名押印してしまいました。その晩、夫に強く反対され、必要のない物だと思いき直しました。契約を解消できますか。

商売熱心に押されたというのでは、詐欺取消しというわけにはいきませんね。債務不履行というものでしょう。では、この説例で、訪問販売法、現在の特商法の適用があるのでしょうか。クーリング・オフできる要件は何でしょうか。

ユニットバスは「指定商品」に該当します。訪問販売の場合は不意に自宅に来た場合ですね。店に出かけていったのとは違う。例えば、自宅で安心して昼のドラマを見ていた、安心してのびのびと来る、じつはこういういい商品があったと、全然買うつもりはなかったのにいろんな話をされる。本当に納得済みで30万、50万円もかけても自分の健康のために布団を買うんだという場合は勿論問題無いのですが、不意に家に来られたところで契約した、そういうことが一つの要件になっているのが、訪問販売です。

このユニットバスの設例の場合は、家にきて熱心に勧めるので契約しましたとあるので、家にきているのです。でもその前に電話で家に来てくれと自分で言っているのです。どうでしょうか。家に来てくれと言っていることに関して、特商法の26条2項1号があり、その規定によりますと、その住居において契約を締結することを請求したものであればクーリング・オフは適用されないのです。来てくれと、たとえば自分がお店に行って買ったのと同じような感じであの商品がほしいので、家に来てくれと言った場合は、お店に行って買ったのと同じだとして、クーリング・オフは適用されないのです。

この設問も同じと見ていいのでしょうか。もう一回設問を見ましょう。この人は電話で確かに家に来てくれと言っていますがその前があります。ユニットバスの取り付けを勧誘する電話が自宅にありました。まず、業者の側から電話が入っています。ユニットバス付けませんかと何度も電話があるので、じゃあ一度話を聞きましょう、家に来てくれといったわけです。これが果たして自ら請求したといえるのかです。現実にはクーリング・オフの適用除外をねらって、なるべくこの適用除外になるように電話をかけて、じゃあ家に来てくださいと本人に言わせる、そういう手口があるのです。

参考になる通達を読みます。去年8月に大幅に改正された施行通達です。

「購入者が〇〇を購入するから来訪されたい」等、「契約の申込み」または「契約の締結」を明確に表示した場合、その他取引行為を行いたい旨の明確な意思表示をした場合、「請求した者」にあたる。つまり、何々を購入するから来てほしいと明確に意思表示をした場合、それは具体的に請求したものだからクーリング・オフは適用されないのです。

これに対して、「商品等についての単なる問い合わせ、または資料の郵送の依頼など行った際に、販売業者より訪問して説明したい旨の申し出があり、これを消費者が承諾した場合は、消費者から「請求」を行なったとはいえない」、つまりクーリング・オフできます。

「また、販売業者等の方から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合も、本号には該当しない」からクーリング・オフできます。販売業者の方から電話をかけて何時アポを取りますねと言ってきた場合も、クーリング・オフできます。まだ具体的に何をかうという話ではないですね。

「また、例えば、消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合については適用除外にはあたらないと考えられる。」電話で呼んだのは水漏れの修理のためだけに呼んだのであって台所のリフォームのために呼んだわけではない、だからその場合はクーリング・オフできるのです。

この説例についても、家に来てくれというのも、資料を郵送してくれと依頼した際に、では説明しましょうといってくるのに似てますね。だから通達の考えからするとクーリング・オフできると思います。

次の説例です。

上記事案において、契約の2日後に、業者に対し電話し、「契約を解消したいと思っているのですが…」と言ったところ、業者からは「もう発注して経費がかかっている。違約金を払わないと契約解消は無理ですよ。」と言われました。契約解消はできますか。

これはクーリング・オフ妨害といわれるものです。特商法の9条1項1号但書、クーリング・オフの妨害に対する救済措置が明文化されました。これは平成16年改正の話になります。不実の告知をしたことによって、真実だと誤認した、あるいは、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、クーリング・オフができますよということを記載した書面を交付等してから8日間はクーリング・オフができるわけです。

この設例では違約金を払わないと契約解除ができませんよと言っていますが、これは嘘ですので、不実のことを告げたクーリング・オフ妨害あり、ということになり、クーリング・オフができます。

さらに付け加えますと、施行規則にクーリング・オフ妨害に関して規定がありまして、クーリング・オフ告知書面を交付した際には、直ちにその申込者等が当該書面を見ていることを確認したうえで、クーリング・オフできるよという事を申込者に告げなければいけない、と施行規則には書いています。期間がだいぶ過ぎた相談であっても、最初のやり取りでこういうことがあると、クーリング・オフ妨害を除くような書類がない限りはクーリング・オフができると事例もありうる。契約から、ただ単に8日経ったから駄目というのではなくて、まだできるという場合もあります。

その次の説例です。

特商法には訪問販売の形態以外にも、通信販売も対象に含まれていますが、通信販売の場合にクーリング・オフはできますか。

通信販売というのは、消費者が広告とかカタログを見て郵便とかファックスとかを使って契約の申し込みを行って、指定商品指定役務に関する契約をするものです。では、通信販売の場合に、クーリング・オフができるのでしょうか。特商法には訪問販売以外にもいろいろな類型が定められ、それらにクーリング・オフが定められていますから、通信販売の場合でもできるんじゃないかと考えたら駄目です。無いわけですね。通信販売の場合、大袈裟な広告、誇大広告といったもので広告に問題があるということで規制対象が広告に重点が置かれていますが、反面、広告されているのをじっくり見て考えることができます。訪問販売のように突然来て、心の準備も何も無いところに来て、わぁーと言われて契約するのは違うのです。通信販売は買おうかどうかじっくり考えることができるじゃないか、だからクーリング・オフという形でなくてもいいだろうということですね。

次の説例です。

マルチ商法に誘われ、健康食品を購入しましたが、客を勧誘する自信がないのでやめようと思います。契約から9日経過していますし、その健康食品を半分食べてしまっているのですが、契約解消できますか。

マルチ商法、連鎖販売取引ではクーリング・オフできます。マルチ商

法が意外と多いんですね。ダイエットの食品、ダイエットの服だとかいうことで、マルチ商法に誘われて、友達を誘ってみてなかなか誘えない、身体に合わないとかで、結局、止めたいという話は私も聞きます。

契約から9日経過している。9日というのがミソですね。クーリング・オフは8日間じゃないかという頭があつたらけてしまう。連鎖販売取引、期間は何日間かなど、調べてみると20日間となっています。8日が過ぎているから駄目だと思わないように。

健康食品を半分食べてしまっていますがとあるんですが、一定の商品を消費した場合の除外規定というのが他のところにはあるんですが、この連鎖販売取引マルチ商法のところには無いのでその商品を食べているというのは関係ない。食べているからクーリング・オフができなくなるという関係にはあたらないということですね。

次の説例です。

折込チラシ広告を見てパソコン内職の面接に行きました。仕事内容は業者の売るパソコンを購入することが条件でしたが仕事を斡旋してくれる、4万円の収入は確実とのことでした。そこで総額60万円で購入をクレジット利用して購入する形の契約をしました。しかし夫からは一年半で確実に元が取れる、そんな上手い話があるはずが無いと言われ止めるようにいわれました。もう契約から10日過ぎていたのですが契約解消できるでしょうか。

内職商法とか、業務提供誘引販売取引といわれる類のものですね。

平成12年改正で特商法の対象に入ったわけですが、不況の中で少しでも内職して副収入を得ようというところに付け込んだ商法です。自宅で簡単に収入が得られるなどの広告で勧誘して契約をさせるけれど実際にはそういう仕事が与えられる保証はありません。お金を払ったが仕事が全く来ない。その後、業者と連絡が取れなくなった。最近ではインターネットなどを使ってということになるので、業者が大分県内じゃない。仙台とか東北のほうだ、という事例があります。

では、業務提供誘引販売取引にクーリング・オフはあるかという、あります。何日間かという、20日間です。10日過ぎていたんですがというのも引掛けでした。

訪問販売法に始まったこの特商法ですが、いろんな類型が消費者を守るために規制対象に追加されてクーリング・オフが無い形のもの、或いは20日のものもあるんだというはご存知の方も多いとは思いますが、確認の意味を込めてこのような説例を挙げました。

3 消費者契約法

特商法、旧訪問販売法というのは、それぞれの類型をその都度追加し、指定商品をどんどん追加していった。後追いで追加してゆくわけで、新しい問題に対処しにくいという問題をもともと抱えていました。しかもバブル経済が崩壊して以降、規制緩和だと競争が激しくなる。競争によってより悪いものを売ってしまうという業者も出てくるわけで、消費者がその犠牲になるという側面もあるわけです。競争が激しくなれば、消費者問題も多くなることが見込まれる中で消費者契約法ができたわけです。

消費者契約法は皆さんもご存知の通り消費者問題での一般法です。特商法のように指定商品はこういったものとか、あるいはこういう取引類型という定め方じゃありません。そして、消費者契約法による取消権というのが規定されました。不実告知、嘘を言っている。それが詐欺とまでいにくいとしても不実告知にはあたりえます。あるいは断定的な判断の提供、あるいは不利益事実不告知、不利益なマイナスの話なのにあえて言わないなど、いろんな類型がありますが、消費者を誤認させた場合には取消権を認めています。

また、困惑して契約した場合も取消権を行使できます。たとえば、ずうっと居座る。家から帰ってくれない。「もう勘弁してください、お帰りください」といっても居座る。3時間4時間ずうっと居座っている。お帰りくださいといっても「いやいやまあまあ」といいながら居ることで困惑して契約してしまった場合。このような困惑による取消しというのが消費者契約法で認められたのです。

このような消費者分野の一般法を作った。消費者問題のトラブルが増えるかもしれないけれど、これで一応のルール化ができたといわれています。

この消費者契約法の取消権は、5年で時効にかかってしまうのと同時に、追認できる時から半年という期限があります。クーリング・オフの8日間ほど短いものではないんですが、あまりばやばやしていると消費者契約法

の取消権も、使えなくなってしまうことも有り得るので、そこは気をつけてください。

消費者契約法にはもう一つの側面があります。

契約条項の無効、消費者に著しく不利益な契約条項は無効だという点です。ただこれがどこまで無効と裁判所で認められていくのかは、今まさに裁判の蓄積を待っているところになります。

最後の説例です。

賃貸マンションの契約が終了し退去したところ、自然の損耗分の現状回復費用を賃借人に負担させる特約があることを理由に、敷金が返還されませんでした。そのような特約は有効なのでしょうか。

もともと賃貸マンションに入ったときの契約書に特約があつたんですね。その特約は、自然の損耗分、たとえば障子は太陽光線に当たれば色が褪せてくる、それは自然の流れですね。自然の損耗分の現状回復費用をも賃借人に負担させるんだという特約。これは有効なんだろうか。

これについては京都地方裁判所平成16年3月16日の裁判例があります。考え方として、契約自由の原則、私的自治の原則からすると特約した、特約があるというのは有効になるのが原則。しかし、これが消費者契約法の分野に入ってくると、先程の消費者契約法で無効にされる場合があるのです。

消費者契約法の10条などによる契約条項の無効という可能性が出てくる。それを認めたのが京都の裁判例です。ただこれが今後、最高裁でも認められるのかというのは、まだなんともいえません。そういう裁判例があるということ自体は重たい意味があると思って紹介しました。

ちなみにこれに似た事案で、去年12月に最高裁判決があります。事案は似てるけれども、消費者契約法の条項で無効になるかという争いにはなっていない事件です。したがって、最高裁レベルでは未だはっきりしていません。逆から一般化させて話しますと、消費者に不利な条項がある場合、ちょっとこれはあんまりではないかという条項がある場合に、消費者契約法で無効になる可能性があるといえます。

裁判例は未だ今から蓄積されていく段階です。学納金の問題、敷金の問題以外にも、本当は適用される領域はすごく広い。それをおそらく今は使い切れていない段階だと思います。

4 規制緩和と消費者問題

最後に、規制緩和と消費者問題ということについてお話します。今、規制緩和の時代といわれておりますが、その規制緩和の是非はともかく、その中で競争が激しくなるので消費者問題は沢山出るだろうと想定されています。その中でどういふふうにしていけばいいのかという、一つの回答として、司法改革だという話もあります。

司法改革ということでいま法曹人口が飛躍的に増えています。その問題はともかく、法曹人口を増やすことによって裁判がより身近になるのではと考えたのです。司法書士さんも一定の資格を取れば、簡易裁判所で裁判ができるということは既に実現しています。そういう改革は実現しています。

しかし、皆さんの相談の中でも経験すると思うのですが、判断能力でなかなか厳しい方もいて、どういふふうなことを言われたんですか、消費者契約法で取消ができないかなと一生懸命聞くのだけれど、本人はうまく話せない。法律家が戦うにも戦う武器がもたれないという場合があります。そうなることたとえば裁判だとしても、裁判では証拠を自ら出さなきゃいけないので、なかなか立証、証明が難しいという壁はある。あるいは、手間暇の問題ですね。裁判をやると、それなりに手間暇かけてやることになります。たとえば30万円の事件でどこまで手間暇と時間をかけるかと、裁判までやれるかな、本人訴訟、本人が少額訴訟というのができると聞いたが、それでやろうかと思うがなかなか自分では書けない場合もある。そこで専門家の法律相談を受けながらやるという手もあります。ただ裁判まで踏み切るのはちょっとなあとという事案も沢山ある。その時に一番大事なのが消費者相談の窓口になるんだと思うのです。

専門家に相談に行く間に8日間、あるいは20日間が過ぎてしまうということもあるわけで、身近な消費者相談窓口で相談した時に、じゃあクーリング・オフやってみたらどうですかと言えることがすごく大事なことです。規制緩和時代ですますます消費者問題が多くなるという話ですから、皆さんに大いに活躍して頂ければと思います。

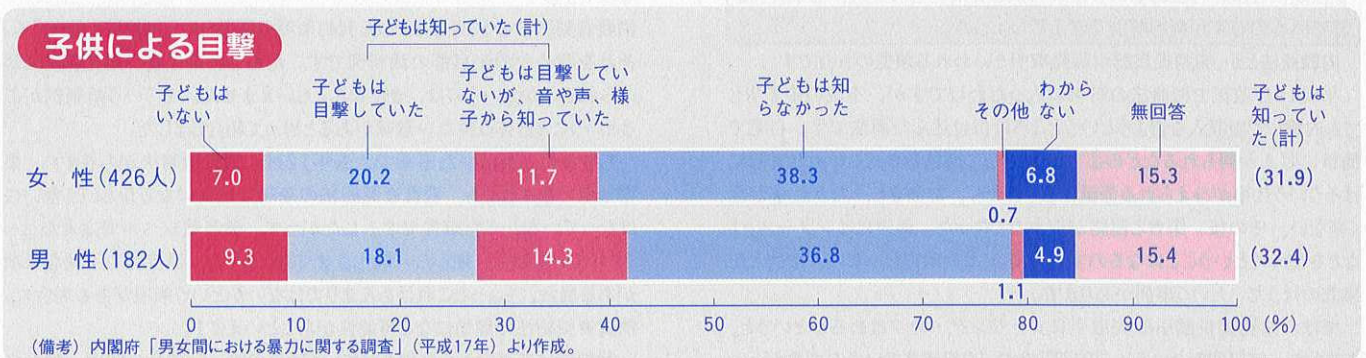
私の講演は以上で終わりにしたいと思います。

配偶者からの暴力と 児童虐待

内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)において、これまでに配偶者から「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかの被害を受けた経験がある人を対象に、そのような被害を子どもが18歳未満の時期に知っていたかについて聞いたところ、

- 「子どもは目撃していた」と回答した人は約2割。
- 「子どもは目撃していないが、音や声・様子から知っていた」を含めると、ほぼ3人に1人は、配偶者からの行為を「子どもは知っていた」と回答しています。

また、「子どもは知っていた」と回答した人に、子どもの心身への影響について聞いたところ、7割近くの人が「影響を与えたと思う」と回答しています。



平成16年4月に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、「**児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動**」についても**児童虐待に当たることと**されました。「配偶者からの暴力」は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす問題です。行政はじめ企業や団体、住民のみなさんが連携・協力し、社会の意識啓発等根絶に向けた一層の取組を推進することが必要です。

ご存じですか？ 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女平等を妨げる一つの要因です。国では、毎年、11月12日から25日までの間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、期間中、女性に対する暴力をなくすための様々な取組を行っています。

大分県でも、この運動の一環として、下記の場所で街頭キャンペーンを実施し、女性に対する暴力の相談窓口カード、パンフレット等を配布します。
(お問い合わせ：県民生活・男女共同参画課 Tel. 536-1111)

◆ 平成18年度「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン実施場所 ◆

大分市	日時	11月13日 16:00～
	場所	トキハ大分店前、ガレリア竹町ドーム広場
別府市	日時	11月12日 9:30～
	場所	別府公園 (福祉まつり・市民と消防のつどい会場)
中津市	日時	11月19日 15:00～
	場所	ゆめタウン中津
日田市	日時	11月19日 11:00～
	場所	日田市立大野小学校 (前津江村ふるさと祭り会場) 道の駅 鯛生金山 (中津江村ふるさと祭り会場)
佐伯市	日時	11月12日 10:00～
	場所	トキハインダストリー佐伯店前
豊後大野市	日時	11月15日 16:00～
	場所	トキハインダストリーアクロプラザ三重前

「日本女性会議2006しものせき」参加レポート

日本女性会議は、1975年の国際婦人年を契機に、国内の女性問題などの取り組みを推進するために、1984年名古屋市で第1回大会が開催されました。以来、市民と行政の連携、協働のもと、男女共同参画社会の実現に向けた共通課題について全国規模の交流促進と情報のネットワーク化を図ること、全国の活動事例や各地方自治体での取り組みを学び課題の解決策を探ることなどの目的を掲げて、各都市の持ち回りで開催されています。

23回目となる今年は、「We are～わからないから信じあう。知らないから支えあう。」をテーマに、山口県下関市で開催されました。

今年大分県では、全国各地で活躍している団体・グループ等と交流を深め、地域における男女共同参画の推進に役立てていただくため、県内女性団体から2名を派遣しました。お二人から参加レポートが届きましたのでご紹介します。

島 節子さん

(女性の元気で輝くおおいた創造事業実行委員・べっぷ男女共同参画協議会)

去る、10月6、7日、全国より多士済々の女性4千人の参加で開催されました。笑顔いっぱいのボランティアの方々に迎えられ、開会式会場に入りました。オープニングでは1993年の福岡での「風は西から今、行動の時」を皮切りに、過去の大会テーマの紹介がありました。この十数年、毎年楽しみに参加している自分を振り返り、大きな感動と力を頂いて、その学びを持ち帰り、自分や自分達の団体を成長させてくれた会議なのだと思うと感慨深いものがありました。

分科会では、「地域福祉づくり」に参加いたしました。富山県の女性は、赤ちゃんからお年寄りの家「この指とまれ」という無認可のデイケアハウスを作り、認知症の人がここに来て変わった、子供の笑顔が元気をくれたとユーモアを交えて紹介されました。

また愛知県高浜市長は、日本特有の法律や役所のしきたりにぶつかったが、生き生きとした入所者の姿が大きな力となった事例などを発表されました。

その他の講演などでは、市原悦子さんが、ドラマ「家政婦は見た」の主人公のように、家もなく孤独で体だけが資本の女性がどんな生活を送る世の中になっていくのかを参加者に投げかけていたのと、土井たか子さんが女性が政治をしなきゃ世の中は良くなりませんと元気よく言われていたのが印象的でした。快い疲れと心と夢が膨らむ日本女性会議でした。



後列、一番左が大星さん。一番右が島さん

大星 洋子さん

(女性の元気で輝くおおいた創造事業実行委員・日出町女性団体連絡協議会)

はじめて参加した日本女性会議は、4000人以上の参加者の入場で混雑しており、足の悪い私は先に入場させていただくという温かいご配慮で迎えられました。白石真澄さんの基調講演は、女性の労働や子育て支援、それらを取り巻く様々な条件を整えていく事の大切さ・女性自身の意識改革の重要性を話されていました。ジャーナリストの山本美香さんの『アフガニスタンやバグダッドの現地からの報告』では、真っ先に戦争の犠牲になるのはいつも子ども・女性・老人であり、戦争はいやですよという気持ちが伝わってきました。

2日目の分科会は私の日常活動のテーマである「農村漁村における男女共同参画」に参加しました。「中山間地域でない、認定農業者でない、集落営農も取り組んでいない、小規模の女性や高齢者ががんばって持ちこたえている地域での活動・実態」の取り組みをどうしていくか、私にとっての大きな課題であり、大切にしていきたい分野です。最後の女優の市原悦子さんの恩師の教えや演劇人生を真摯に送っている話や途中に交えた朗読はとても素晴らしく感動しました。私も読み聞かせのボランティアをしているので、勇気づけられ研鑽を深めようと聴き入りました。

ご家庭内の湯沸器の点検のお願い

パロマ工業(株)製瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒の再発防止のため対象機種の特検、回収を実施しております。

ご家庭にある湯沸器を必ずご確認の上、下記の型式に該当している場合は、パロマ工業(株)にお申し出ください。

ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

パロマ工業株式会社お客様相談室
フリーダイヤル 0120-314-552 (24時間受付)

型式	表示位置
PH-81F	製品側面にある機器型式プレートを御確認下さい。
PH-82F	
PH-101F	
PH-102F	
PH-131F	
PH-132F	
PH-161F	

アイネスの講座・イベントのお知らせ

11月予定表

(アイネスフェスタ開催中)

1	水	
2	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
		10:00~13:00 チャレンジ相談コーナー
		12:30~13:15 アイネスフェスタオープニングセレモニー
		13:20~15:20 男女共同参画シンポジウム
		15:30~17:00 ミニ講座(再就職・起業・在宅就業)
3	金	文化の日
4	土	14:00~16:00 「NPO法人キャリアサポート華」無料相談
5	日	
6	月	13:30~16:00 私育てのウォームアップ講座
7	火	
8	水	
9	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
		13:00~17:00 IT学習支援「OA研修室無料開放」
		13:00~17:00 女性チャレンジ相談(専門)
10	金	
11	土	13:00~16:30 思春期の性の相談室(無料)
12	日	13:30~17:40 アイネス的映画講座(スタンドアップ)上映 三井マリ子さん講演
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
		10:00~15:30 ワークショップ
		13:30~15:30 公開Re・Beワークセミナー(福沢恵子さん講演)
17	金	
18	土	10:00~12:00 親子一日実験教室(親子で乾電池を作る)
		10:00~15:00 パソコン教室(午前・10:00~12:00 午後・13:00~15:00)
		13:00~18:00 アイネス的映画講座(ダブルシフト)上映 岡崎勝さん講演
		13:00~15:00 親子一日実験教室(親子で乾電池を作る)
19	日	休館日
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	勤労感謝の日
24	金	
25	土	10:00~12:00 ワークショップ
		10:00~15:00 パソコン教室(午前・10:00~12:00 午後・13:00~15:00)
		13:00~16:30 思春期の性の相談室(無料)
		13:30~16:30 ぐらしの公開講座
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス

12月予定表

1	金	
2	土	14:00~16:00 「NPO法人キャリアサポート華」無料相談
3	日	
4	月	
5	火	13:30~16:00 私育てのウォームアップ講座
6	水	
7	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
8	金	
9	土	13:00~16:30 思春期の性の相談室(無料)
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
		13:00~17:00 女性チャレンジ相談(専門)
		13:00~17:00 IT学習支援「OA研修室無料開放」
15	金	
16	土	
17	日	休館日
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
22	金	
23	土	天皇誕生日
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	9:30~16:30 働きたい女性のための一時託児サービス
		13:00~17:00 女性チャレンジ相談(専門)
		13:00~17:00 IT学習支援「OA研修室無料開放」
29	金	
30	土	
31	日	

出前講座のお知らせ

アイネスでは悪質商法の手例や被害に遭わないために気をつけることなどについて消費生活啓発講座講師派遣事業(無料)を行っています。講師派遣を希望する場合は、おおむね希望日の2週間前までにお電話をお願いします。(担当:首藤)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉

〒870-0037 大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内) TEL: 097-534-4034 (代表) FAX: 097-534-0684
 ●ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> ●Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

